1. 検討対象

- ●大会期間中を中心に、アスリート(※)の安全・安心の確保、及び新型コロナウイルスから日本国民を守ることを目的とし、アスリートが遵守すべきルール等。
 - ※出入国管理、事前キャンプ・ホストタウン等については別途検討
- ●大会期間中、安全・安心な大会運営を図るため、以下の三つの観点から、検討を行う。
- 1. モニタリング
- 2. 日常生活様式
- 3. 滞在先・用務先の制限

(※) 対策の対象として、アスリートのほか、指導者(監督、コーチ)、トレーナー、

練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター等を含むが、詳細については今後検討

2. 対応案

アスリートの行動ルール等における以下の観点について検討を進めてはどうか。今後、詳細はIOC、IPC等とともに検討。

モニタリング (アスリートの体調管理)

<u>体調管理</u>

- ▼ アスリートは定期的な体温測定・記録等を実施。
- 検査に関わるルールも盛り込む必要。

アプリについて

▼スリートは各種アプリを使用するなど、健康管理・追跡調査が実施できる環境を整える。

2. 日常生活様式

- アスリートは原則、十分な社会的距離を保ち、手指衛生の徹底、常時マスクを着用する。但し、競技やトレーニング、食事など、マスクの着用が適当でない場合はその限りではない。
- ▼スクの着用有無にかかわらず、大声を出したり、社会的距離が保てない空間に不必要に長時間滞在するなどの行動は避け、感染リスクを最小限に抑える。
- 入国後は来村者を含め他者との不要不急な接触を避け、他者との接触が必要な場合は、適切な社会的距離を確保して行動する。
- 3. 滞在先・用務先の制限 等
- NOC/NPCは滞在拠点として、選手村等、招聘する自治体が手配する宿舎、NOC/NPCが独自に手配する宿舎のいずれかを指定。
- NOC/NPCは競技会場、練習会場等の組織委員会が管理を行う施設(以下、組織委管理施設とする。)のほかに、ハイパフォーマンスセンター等のアスリートの競技パフォーマンス向上に供するための施設等を用務先とすることができる。

後者については、組織委管理施設と同等の衛生基準を満たし、所定の手続き(NOC/NPCによる事前の申請等)が行われることにより、用務先として追加することができる。

※ その他訪問が認められる用務先については今後検討

(その他の論点)

- 管理責任者のあり方
- 強制力を伴う措置の適用範囲
- 違反時の処分のあり方

IOC/IPC、NOC/NPC等と調整

※移動ルールについては、第2回調整会議資料に記載